

本日の政府参考人の招致・答弁に関する抗議

平成29年4月19日

民進党法務委員一同

本日の衆議院法務委員会における「共謀罪」法案に関する質疑において、質疑者が要求していないにもかかわらず委員長が職権で政府参考人たる法務省刑事局長を招致し、同人が委員会の場で大臣等政務三役に代わって答弁した。これは、衆議院の議事運営上、前例のない暴挙である。と同時に、下記のとおり、憲法63条ならびに衆議院規則第45条の2および3に明確に違反する。よって、我が党は、法務委員長および政府与党に強く抗議するとともに、今後はかかる事態が生じないよう強く求める。

記

1. 憲法63条違反について

憲法63条は、国会の権限を定めた第4章「国会」の中に位置し、その後段において、首相はじめ国務大臣が「答弁又は説明のため（議院に）出席を求められたときは、出席しなければならない」と定める。この規定に基づき、国会議員は国務大臣に対する質問権を有し、国務大臣は答弁義務を負うものと解される。

本日の質疑において、我が党の質疑者は首相や法務大臣に質問し、答弁を求めた。にも関わらず、法務委員長は職権で政府参考人を招致し、首相や法務大臣が答弁できないと見るや、たびたび政府参考人を指名して答弁させた。これは、国務大臣に課せられた答弁義務に反する運営であり、看過できない憲法違反である。

2. 衆議院規則第45条の2および3違反について

【別紙1】のとおり、法務委員会など委員会の審査等において、委員の質疑は、国務大臣等政務三役に対して行うのが原則である（規則第45条の2）。ただし、「細目的又は技術的事項」について、必要があれば政府参考人の出頭を求め、その説明を聴くことができる（規則第45条の3）。

本日の質疑において、我が党の質疑者は「細目的又は技術的事項」につき質問する場合は、あらかじめ政府参考人の出頭を求めた。他方、それ以外の質問については原則通り政務三役に質問することにした。しかしながら、法案の本質的、基本的事項に関する質問についても、法務委員長は質疑者の了解なく政府参考人の出頭と答弁を命じた。これらは明確な衆議院規則違反であるとともに、政府委員制度の廃止を決めた平成11年の与野党申合せ事項【別紙2】を空文化するものであり、断じて容認できない。

以上

政府委員制度の廃止及び副大臣等の設置に伴う

国会審議の在り方に関する申合せ事項

※第146回国会からの運用に係るもの

一 政務次官

1. 政務次官が本会議及び委員会において議員の質問に答弁し、討論することができる旨を国会法上明定した今般の改革の趣旨にかんがみ、政務次官は、国会審議においてその責務を積極的に果たすものとする。
2. 政務次官は、本会議において、答弁者席に着席するものとする。
3. 政務次官は、所管の委員会に所属し、原則として答弁者席に着席するものとする。

二 本会議

1. 議案の審議に係る内閣総理大臣の本会議への出席は、重要広範議案の趣旨説明に対する質疑のみとする（なお、次期国会において国家基本政策委員会に準ずる会議を試行的に実施するものとする。）。
2. 内閣総理大臣が本会議に出席する場合は、内閣法制局長官が陪席することができる。
3. 本会議については、国務大臣が対応するものとする。ただし、当該国務大臣が出席できない場合は、国務大臣臨時代理又は政務次官が対応する。
4. 質疑者は、原則として、前々日の正午までに質問の趣旨等について通告する。

三 予算委員会

1. 予算委員会の審議は、議員同士又は議員と国務大臣・政務次官との間の政策論争が、より活発に行われることが期待される。
2. 細目的・技術的事項にわたる質疑については、政府参考人を招致する。
3. 内閣総理大臣の予算委員会への出席は、基本的質疑（各党一巡）とする。
4. 内閣総理大臣が予算委員会に出席する場合は、内閣法制局長官が陪席することができる。

5. 国務大臣が予算委員会に出席できない場合には、政務次官が対応する。
6. 基本的質疑を除き、答弁要求がない国務大臣については、出席しなくてもよいものとする。
7. 質疑者は、原則として、前々日の正午までに質問の趣旨等について通告する。
8. 予算委員会の審議に当たっては、今般の改革の趣旨にかんがみ、委員長の議事整理権を尊重しつつ、円滑かつ適正な審議が行われるよう相互に努めるものとする。

四 他の委員会

1. 委員会の審議は、議員同士又は議員と国務大臣・政務次官との間の政策論争が、より活発に行われることが期待される。
2. 細目的・技術的事項にわたる質疑については、政府参考人を招致する。
3. 内閣総理大臣の委員会への出席は、重要広範議案の基本的質疑のみとする。
4. 内閣総理大臣が委員会に出席する場合は、内閣法制局長官が陪席することができる。
5. 国務大臣が委員会に出席できない場合には、政務次官が対応する。
6. 質疑者は、原則として、前々日の正午までに質問の趣旨等について通告する。
7. 所管外の委員会への出席は、原則として政務次官が対応し、政府参考人を活用する。
8. 委員会の審議に当たっては、今般の改革の趣旨にかんがみ、委員長の議事整理権を尊重しつつ、円滑かつ適正な審議が行われるよう相互に努めるものとする。

五 質疑者

1. 質疑者は、今般の改革の趣旨にのっとり、細目的・技術的事項にわたる質疑については、政府参考人に対して行うよう努めるものとする。
2. 細目的・技術的事項であるか否かは、国会審議の活性化の観点から判断されるものとする。

六 政府参考人

1. 政府参考人は、執行する施策及び業務に責任を持つ立場の者でなければならない。
2. 政府参考人は、質疑者の求め又は理事の協議により、委員会の議決を経て、委員長が招致し、答弁するものとする。
3. 政府参考人は、委員会から招致された場合には、速やかに対応しなければならない。
4. 政府参考人は、今般の改革の趣旨にのっとり、細目的・技術的事項について責任を持って説明する。
5. 政府参考人は、委員長の議事整理権に従うものとする。

七 一般的事項

1. 国務大臣が正当な理由により本会議及び委員会に出席することができない場合であっても、政務次官をして審議の充実を図るものとする。
2. 政務次官を置かない国家公安委員会等の場合は、政府参考人を活用する。
3. 2001年の省庁再編に合わせ、常任委員会及び特別委員会の種類、委員数及び定例日等の見直しを行い、次の常会において必要な改正を行うものとする。
4. 政府特別補佐人の両議院の議長の承認については、国会会期冒頭の衆参両院の議院運営委員会理事会において、その処理について決する。
5. 委員会において審査中の議案の担当局長等は、当該委員会に陪席するよう努めるものとする。

八 見直し

本申合せについては、第146回国会以降の国会審議の状況を踏まえ、国会審議の活性化を図る観点から必要な見直しを行うものとする。

ない。但し、議長の許可を得たときは、この限りでない。

第四十二条 削除

小委員会

第四十三条 委員会は、小委員会を設けることができる。

議案の趣旨説明

第四十四条 委員会は、議案が付託されたときは、先ず議案の趣旨についてその説明を聴いた後、審査に入る。

委員の発言

第四十五条 委員は、議題について、自由に質疑し及び意見を述べることができる。

委員から発言を求めたときは、その要求の順序によつて、委員長がこれを許可する。

委員から発言の順序について、異議の申立があるときは、委員長は、これを委員会に諮らなければならない。

政府に対する委員の質疑

第四十五条の二 委員会が審査又は調査を行うときは、政府に対する委員の質疑は、国务大臣又は内閣官房副長官、副大臣若しくは大臣政務官に対して行う。

政府参考人

第四十五条の三 委員会は、前条の規定にかかわらず、行政に関する細目的又は技術的事項について審査又は調査を行う場合において、必要があると認めるときは、政府参考人の出頭を求め、その説明を聴く。

委員外議員の発言

第四十六条 委員会は、審査又は調査中の案件に関して、委員でない議員に対し必要と認めたととき、又は委員でない議員の発言の申出があつたときは、その出席を求めて意見を聴くことができる。